

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目13番9号

昭和電工株式会社

取締役社長 高橋恭平

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年3月26日（木曜日）までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成21年3月26日（木曜日）午後5時45分までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁から4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年3月27日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号 芝パークホテル別館
3. 会議の目的事項
報告事項 (1) 第100期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第100期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役12名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人1名不再任の件

4. 招集にあたっての取締役会のその他決定事項

議決権の重複行使

- ①議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。
- ②インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合または議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効いたします。

以 上

◎当日ご出席の方は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sdk.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- 1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話、PHSを用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- 2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。
次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- 3) 書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 4) インターネットで複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 5) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- 1) <http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスしてください。
議決権行使期間中の午前3時から午前5時までは上記URLにアクセスすることができませんのでご了承ください。
- 2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- 3) 画面の案内に従い、平成21年3月26日（木曜日）午後5時45分までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

3. ご利用環境について

インターネットによる議決権行使をしていただくには、以下のようなシステム条件が必要です。

- ◎パソコン Windows®機種
(携帯電話、PDA、ゲーム機には対応いたしておりません。)
 - ◎ブラウザ Microsoft® Internet Explorer 5.5以上
 - ◎インターネット環境 プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
 - ◎画像解像度 1024×768以上をご推奨いたします。
- (注) Microsoft、Windowsは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

4. セキュリティーについて

行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対に知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. お問い合わせ先について

- 1) 議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 0120-768-524（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時から午後9時まで 土日休日を除く）
- 2) 上記1)以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時から午後5時まで 土日休日を除く）

以 上

事業報告(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機が、急激な円高の進行、原油価格、株式市場の急落をもたらし、年後半以降、企業の大幅な生産活動の縮小や設備投資の減少等、実体経済に大きな影響を及ぼし、景気は急速に悪化いたしました。

このような情勢下、当社グループは長期的・持続的成長への基盤確立に向けた連結中期経営計画「プロジェクト・パッション」に基づき、成長事業の育成加速を図るとともに、事業構造改革とコストダウン施策を引き続き推進いたしました。

しかしながら、化学・非鉄金属業界の事業環境は、年前半に高騰したナフサに加え、アルミニウム地金等の原材料価格が、年後半には急落するなど大幅に変動したことから極めて厳しい状況となりました。電子部品・材料業界におきましても、年後半に入り顧客業界の大幅な在庫調整の影響を受け、需要は急減いたしました。

この結果、当期の連結営業成績につきましては、売上高は、1兆38億76百万円と前期比1.9%の減収となりました。損益面におきましては、営業利益は、石油化学部門における販売数量減少と原料ナフサ価格の乱高下による採算の悪化、電子・情報部門における円高と減価償却費の増加、アルミニウム他部門における建築および自動車向けの需要低迷等により、267億92百万円と前期比65.1%の減益となりました。また、営業利益の減少等により、経常利益は、97億93百万円と前期比83.7%の減益となり、当期純利益は、24億51百万円と前期比92.6%の減益となりました。

当期の主な部門別の概況は、以下のとおりであります。

(石油化学部門)

オレフィン事業は、年後半の需要減少により販売数量は減少しましたが、年半ばまでの原料価格高騰に伴う販売価格の上昇により増収となりました。有機化学品事業は、原料価格高騰に伴う販売価格の上昇はありましたが、酢酸等の販売数量が大幅に減少し減収となりました。

この結果、当部門の売上高は、4,001億73百万円と前期比1.3%の増収となりましたが、営業損益は、年後半の需要減少、ナフサ価格急落による製品価格の低下と、原料ナフサの高値在庫の影響があり、12億81百万円の損失となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

<大分コンビナート アリルアルコール生産能力の増強完了>

当社は、大分コンビナートにおいてアリルアルコール生産設備の能力増強工事

を平成20年5月に完了させ、生産能力を年間56,000トンから70,000トンへ引き上げました。アリルアルコールは、眼鏡レンズ等に使用されるアリルエステル樹脂の原料として使用されております。

＜環境対応溶剤 酢酸ノルマルプロピルの事業化を決定＞

当社は、平成20年10月、特殊グラビア印刷用インキの溶剤として使用される酢酸ノルマルプロピルを大分コンビナートにおいて事業化することを決定いたしました。平成21年末までに設備を完成させ、平成22年初より販売を開始する予定であります。酢酸ノルマルプロピルは、既存の溶剤に比較して安全性が高く、需要の伸びが期待されております。

(化学品部門)

アクリロニトリルは通期では販売数量が増加し、苛性ソーダ、アンモニア、アミノ酸は、販売価格が上昇し増収となりました。合成ゴム「ショウブレン®」は、年後半に自動車向け需要が減少し小幅な減収となりました。また、株式の公開買付により昭和炭酸株式会社を平成20年6月に連結子会社といたしました。

この結果、当部門の売上高は、933億19百万円と前期比10.2%の増収となりましたが、営業利益は、下期のアクリロニトリルの急激な市況悪化により53億29百万円と前期比28.3%の減益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

＜国際衛生株式会社の株式を譲渡＞

当社は、平成20年3月に、サニタリー、衛生管理事業を営む100%子会社 国際衛生株式会社の株式の90%を岩谷産業株式会社に譲渡いたしました。

＜英国フッ素化学会社 F2ケミカルズ社の株式を取得＞

当社は、平成20年9月に、F2ケミカルズ社の全株式を、同社株主である旭硝子株式会社、三菱商事株式会社およびそのイタリア子会社であるミテニ社の3社から取得し、100%子会社といたしました。両社の保有する技術を融合させることにより、今後、フッ素系化合物製品の充実を図り、事業のより一層の拡大強化を進めます。

＜フレキシブル電子回路向け電気絶縁性インクの新工場を竣工＞

当社の子会社である日本ポリテック株式会社は、テレビ、パソコン、携帯電話等の液晶パネルに接続するチップ・オン・フィルムなどに使われる高電気絶縁性インクの新工場を、平成20年11月に竣工させました。このインクは、当社が開発したウレタン系熱硬化性樹脂を使用しており、液晶パネルの高画質化、長寿命化に貢献いたします。

(電子・情報部門)

化合物半導体は、超高輝度LED素子の販売数量増加により、レアアース磁石合金は、販売数量の増加と販売価格の上昇により、それぞれ増収となりました。一方、ハードディスクは、下期のアルミニウム製ハードディスクを中心とする販売数量減少により、半導体向け特殊ガスは、半導体需要の低迷により、それぞれ減収となりました。

この結果、当部門の売上高は、1,887億78百万円と前期比6.1%の減収となり、営業利益は、ハードディスクの販売数量減少、減価償却費の増加、円高等により92億59百万円と前期比64.2%の減益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

<世界最高水準の超高輝度4元系赤色LED素子の販売を開始>

当社は、平成20年5月に世界最高水準（当社推定）である1ワットあたり80ルーメンの発光効率を実現した超高輝度4元系赤色LED素子の開発に成功し、販売を開始いたしました。超高輝度4元系赤色LEDは、現在、屋外ディスプレイなどに使用されておりますが、新たにリアランプや車内照明等の自動車向け、さらには薄型テレビの液晶バックライト向け等への用途開発も進んでおります。

<ハードディスク関連事業をHOYA株式会社と統合に合意>

当社とHOYA株式会社は、平成20年9月、両社のハードディスク関連事業を統合した合併会社を平成21年に設立することで基本合意いたしました。事業統合により両社の持つ技術力を結集し、記録容量の増大に向けた研究開発力の強化および生産拠点の効率的な運営による持続的な競争力の強化を図ります。

<世界最大記録容量のハードディスクを量産開始>

当社は、平成20年8月より、1.89インチとしては世界最大（当社推定）の記録容量となる1枚あたり120ギガバイトのハードディスクの量産を開始いたしました。また、同年9月には、2.5インチとしては世界最大（当社推定）の記録容量となる1枚あたり250ギガバイトのハードディスクの量産も開始いたしました。1.89インチハードディスクは、携帯音楽プレーヤー、ハイビジョンビデオカメラ、小型ノートパソコン等に、2.5インチハードディスクはノートパソコン等にそれぞれ使用されており、今後の需要の増加が期待されております。

<ベトナムにレアアース磁石用合金の原料製造会社を設立>

当社は、日本と中国で年間8,000トンのレアアース磁石用合金の生産能力を有しておりますが、平成20年10月ベトナムに、当社90%出資の子会社「昭和電工レアアースベトナム有限会社」を設立いたしました。新会社は、平成22年4月より高性能ネオジム系磁石合金の原料であるジジウムメタルおよびジスプロシウムメタル、あわせて年間800トンの生産を開始する予定であります。

<エレクトロニクス分野向け高純度アンモニア事業を強化>

当社は、平成20年11月にエレクトロニクス分野向けに需要が伸びている高純度アンモニア事業について、中国浙江省衢州（クシュウ）市に、当社51%出資の合併会社「浙江衢州巨化昭和電子化学材料有限公司」を設立いたしました。年間生産能力500トンの設備を建設中であり、平成21年6月までに生産を開始いたします。当社の高純度アンモニア事業は、既存の川崎事業所の生産設備と台湾の生産子会社に、新会社を加えた3拠点体制となります。

<パワー半導体用SiCエピタキシャルウェハー事業の譲受>

当社は、平成20年12月に有限責任事業組合エシキャット・ジャパンからパワー半導体用SiC（炭化ケイ素）エピタキシャルウェハー事業を譲り受けました。同ウェハーを用いた半導体は、省電力性に優れ、電力、自動車、鉄道、家電など

さまざまな分野に利用されている電力変換用デバイスやインバーターモジュール等への応用が期待されております。

<半導体用次世代エッチングガスC₄F₆事業の拡大強化>

当社は、米国エアプロダクツ・アンド・ケミカルズ社と共同で、環境負荷の極めて小さい半導体向けエッチング用高純度ガスC₄F₆の生産を開始いたします。生産設備は川崎事業所において建設し、平成21年上期に完工する予定であります。C₄F₆は、既存のエッチング用ガスと比較して微細加工性や選択性に優れているため需要の拡大が見込まれております。

(無機部門)

人造黒鉛電極事業は年後半に需要が減退いたしましたものの、通期では原料価格上昇に伴う販売価格の上昇により増収となり、セラミックス事業は僅かに増収となりました。

この結果、当部門の売上高は、887億97百万円と前期比5.0%の増収となりましたが、営業利益は、米国における人造黒鉛電極事業の円高による為替換算の影響と、セラミックス事業における原料価格上昇の影響により、192億44百万円と前期比7.9%の減益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

<人造黒鉛電極 日米両拠点で105,000トン体制を確立>

当社は、米国子会社である昭和電工カーボン社の人造黒鉛電極生産能力を5,000トン増強し、年間45,000トンといたしました。これにより日米両拠点合計の生産能力は、年間105,000トンとなりました。

(アルミニウム他部門)

アルミニウム地金は販売数量が減少し減収となりました。圧延品事業は、前期に一般箔から撤退したこと、コンデンサー用高純度箔の下期における販売数量減少により減収となりました。押出・機能材事業は、建材向け等の一般押出品の販売数量が減少し減収となりました。また、熱交換器事業は、国内、米国は減収となりましたが、アジア、欧州は増収となりました。ショウティック事業は、下期に自動車向け出荷が大幅に減少し減収となり、アルミニウム缶は、販売数量の減少により減収となりました。

この結果、当部門の売上高は、2,328億9百万円と前期比9.7%の減収となり、営業損益は、建築、自動車向けの需要低迷、卸電力事業における燃料価格高騰の影響等により、2億12百万円の損失となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

<コンデンサー用高純度箔の原料アルミニウム塊新精製炉を竣工>

当社は、コンデンサー用高純度箔の製造子会社である昭和電工堺アルミ株式会社において、原料となる高純度アルミニウム塊の新精製炉を平成20年1月に竣工させました。これに伴い高純度箔の生産能力は月間1,500トンから1,800トン超へ増加いたしました。高純度箔は、高機能化が進む薄型テレビなどのデジタル家電や電子化が進む自動車向け等に使用されるコンデンサーの主要材料であります。

< 小山事業所 アルミニウム鑄造工場新溶解炉を導入 >

当社は、小山事業所においてアルミニウム鑄造工場の設備更新工事を平成20年6月に完了させました。新鑄造設備の生産能力は年間60,000トンであります。

設備投資等の状況

当社グループは、当期において窒化ガリウム系青色LED素子生産能力の増強、ハードディスク生産能力の増強、アルミニウム鑄造工場の設備更新工事を完了いたしました。

さらに、その他の設備増強、合理化、生産維持、環境保全等の工事を実施し、当期の設備投資総額は、548億円となりました。

資金調達の状況

当社グループは、金融機関からの借入金ならびにコマーシャルペーパーの発行により資金調達を行いました。財務体質の強化を図るため、引き続き有利子負債の圧縮に取り組み、当期末有利子負債残高は、前期末に比べ27億円減少し、3,929億円となりました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済見通しにつきましては、世界経済悪化による影響が、わが国の輸出、生産活動、設備投資等の実体経済にも急速に影響を及ぼし、引き続き極めて厳しい企業経営環境が予想されます。

当社グループは、平成18年より連結中期経営計画「プロジェクト・パッション」を3年間推進してまいりましたが、このような情勢の変化を受け、引き続き平成22年までの2年間を「パッション・エクステンション」として位置づけ、長期的・持続的成長への基盤を確立するとともに、競争力を高め、収益向上に全力を注いでまいります。この間、成長戦略と構造改革の推進による事業ポートフォリオの改善、投資の厳選による効率的な経営資源投入、徹底したコストダウンの実行、キャッシュ・フローの確保、財務体質の強化および将来に向けた技術開発の強化に鋭意取り組んでまいります。さらに、CSR（企業の社会的責任）を全ての事業活動の基本に置いた経営を行うことにより、社会と市場での高い信頼と評価を得る企業グループの実現を目指してまいります。

また、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実、コンプライアンスおよびリスク管理の強化を重要な経営課題と認識し、さまざまな取り組みを引き続き実施してまいります。

当社グループは、社会的に有用で安全性に配慮した技術や製品およびサービスを開発、提供し、社会の健全な発展に貢献してまいります。また、安全の確保に万全を期すとともに、省資源、省エネルギーならびに産業廃棄物および化学物質排出量の削減に努め、地球環境の保全に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ格別のご理解をいただき、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第97期 平成17年	第98期 平成18年	第99期 平成19年	第100期 平成20年 (当期)
売 上 高 (百 万 円)	811,899	914,533	1,023,238	1,003,876
経 常 利 益 (百 万 円)	46,960	57,514	59,989	9,793
当 期 純 利 益 (百 万 円)	15,647	28,836	33,066	2,451
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	13.70	25.01	27.52	1.96
純 資 産 (百 万 円)	206,738	265,492	298,659	265,459
総 資 産 (百 万 円)	986,233	1,037,823	1,029,629	962,010

- (注) 1. 当社は、第97期は旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成し、第98期から「会社法」第444条に規定する連結計算書類を作成しております。
2. 第98期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
3. 上記の売上高、経常利益、当期純利益、純資産および総資産の金額は、百万円未満を四捨五入により表示しております。

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
昭和高分子株式会社	百万円 10,951	% 100.00	各種化学品の製造販売
昭光通商株式会社	8,022	43.34 (0.50)	各種化学品、軽金属等の販売 および不動産業
鶴崎共同動力株式会社	2,985	40.50 (0.30)	大分石油化学コンビナートに おける蒸気、電力、用水の供給 および排水、廃棄物処理
昭和アルミニウム缶 株式会社	2,160	100.00	飲料用アルミニウム缶の製造
昭和炭酸株式会社	2,079	50.64	液化炭酸ガス、ドライアイス 等の製造販売
昭和電工パッケージング 株式会社	1,700	100.00	包装材料および産業・建築・ 農業資材等の製造販売
昭和電工(大連)有限公司	1,000	100.00	レーザービームプリンター 用アルミニウムシリンダー 等の製造販売
昭和エンジニアリング 株式会社	470	100.00	各種製造設備等の設計、建設 および設備保全
昭和電工カーボン・ インコーポレーテッド	千米ドル 50,000	100.00	人造黒鉛電極の製造販売
PT.ショウワ・エステリ ンド・インドネシア	千米ドル 24,400	66.98	酢酸エチルの製造販売
ショウワ・アルミニウム・ コーポレーション・ オブ・アメリカ	千米ドル 20,900	100.00	自動車用熱交換器、OA機器 部品、アルミニウム鍛造品の 製造販売
昭和電工HDトレース・ コーポレーション	千NTドル 4,641,193	98.29	ハードディスクの製造販売
昭和電工HDマレーシア SDN. BHD.	千リンギット 123,996	100.00	ハードディスク用アルミニ ウム基板の製造販売
ショウワ・アルミニウム・ チェコ S.R.O.	千チェココロナ 531,830	100.00	自動車用熱交換器の製造販売
大洋昭和自動車空調(大連) 有限公司	千人民元 121,987	55.00	自動車用熱交換器の製造販売
昭和電工HDシンガポール ・プライベート・リミテッド	千シンガポールドル 16,000	100.00	ハードディスクの製造販売

- (注) 1. 議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権の比率を内数で示しております。
2. 昭和炭酸株式会社の議決権比率は、平成20年9月30日現在の議決権数により算出しております。
3. 当社は、平成20年6月18日に昭和炭酸株式会社の株式を公開買付により追加取得し、重要な子会社としたため、新たに記載いたしました。
4. 昭和エンジニアリング株式会社は、設備保全事業を平成20年12月16日に当社に譲渡いたしました。
5. 昭和電工HDトレース・コーポレーションは、自己株式の取得および消却を行いました。
6. 連結子会社は40社、持分法適用会社は20社(関連会社を含む)であります。

(5) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
石油化学部門	オレフィン、有機化学品、合成樹脂
化学品部門	化学品、ガス、特殊化学品、機能樹脂
電子・情報部門	ハードディスク、化合物半導体、レアアース磁石合金、半導体向け特殊ガス、機能薬品、電子関連産業向けセラミックス材料、ファインカーボン
無機部門	セラミックス、人造黒鉛電極
アルミニウム他部門	アルミニウム地金、アルミニウム板、アルミニウム箔、アルミニウム押出品、アルミニウム加工品、建材、エンジニアリング

(6) 主要な営業所および事業所

当社

営業所	本社(東京都)、大阪支店(大阪市)、名古屋支店(名古屋市)、福岡支店(福岡市)
事業所	大分コンビナート(大分県)、徳山事業所(山口県)、川崎事業所(川崎市)、東長原事業所(福島県)、横浜事業所(横浜市)、塩尻事業所(長野県)、大町事業所(長野県)、堺事業所(堺市)、喜多方事業所(福島県)、彦根事業所(滋賀県)、小山事業所(栃木県)、千葉事業所(千葉県)、秩父事業所(埼玉県)、研究開発センター(千葉市)

重要な子会社

国内	昭和高分子株式会社(東京都、群馬県、兵庫県、大分県)、昭光通商株式会社(東京都、大阪市、名古屋市、福岡市、仙台市)、鶴崎共同動力株式会社(大分県)、昭和アルミニウム缶株式会社(東京都、栃木県、滋賀県、福岡県)、昭和炭酸株式会社(東京都、川崎市、三重県)、昭和電工パッケージング株式会社(神奈川県、滋賀県)、昭和エンジニアリング株式会社(東京都、川崎市、大分県)
海外	昭和電工(大連)有限公司(中国)、昭和電工カーボン・インコーポレーテッド(米国)、PT. ショウワ・エステリンド・インドネシア(インドネシア)、ショウワ・アルミニウム・コーポレーション・オブ・アメリカ(米国)、昭和電工HDトレース・コーポレーション(台湾)、昭和電工HDマレーシア SDN. BHD. (マレーシア)、ショウワ・アルミニウム・チェコ S.R.O. (チェコ)、大洋昭和汽車空調(大連)有限公司(中国)、昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド(シンガポール)

(7) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減数
国 内	6,246名	221名増加
海 外	5,510名	206名増加
合 計	11,756名	427名増加

(注) 当社の従業員数は4,096名(前期末比261名増加)であります。ただし出向者1,344名を含みません。

(8) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	82,071
みずほ信託銀行株式会社	33,076
農 林 中 央 金 庫	32,548
株式会社三菱東京UFJ銀行	32,023
三菱UFJ信託銀行株式会社	26,397

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	3,300,000,000株
	発行済株式の総数	1,247,803,179株
		(自己株式 433,622株を除く。)

(2) 株主数 106,526名

(3) 大株主

株 主 名	持 株 数	議決権比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	千株 83,131	% 6.69
富国生命保険相互会社	54,800	4.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4G)	52,759	4.25
第一生命保険相互会社	45,000	3.62
株式会社損害保険ジャパン	41,566	3.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	40,151	3.23
株式会社みずほコーポレート銀行	30,173	2.43
日本生命保険相互会社	28,240	2.27
明治安田生命保険相互会社	27,838	2.24
昭和電工従業員持株会	16,564	1.33

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	他の法人等の代表状況 および重要な兼職の状況
大 橋 光 夫	取 締 役 会 長	財団法人全国法人会総連合会長 社団法人東京法人会連合会会長
高 橋 恭 平	代 表 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員 最高経営責任者（C E O）	
佐 藤 龍 雄	代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員 アルミニウム事業部門長	
井 本 憲 邦	代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員 最高リスク管理責任者（C R O） 監査室、人事室、総務室、 法務室、C S R室、購買室担当	
玉 田 哲 夫	取 締 役 員 常 務 執 行 役 員 無 機 事 業 部 門 長	昭和電工カーボン・インコーポ レーテッド取締役会長 M E F S株式会社取締役社長
野 村 一 郎	取 締 役 員 常 務 執 行 役 員 最高財務責任者（C F O） 内 部 統 制 推 進 室、 I R・広報室、経理室、 財務室、情報システム室担当	
坂 井 伸 次	取 締 役 員 常 務 執 行 役 員 戦 略 企 画 室 担 当	
大 井 敏 夫	取 締 役 員 執 行 役 員 化 学 品 事 業 部 門 長	台湾昭和化学品製造股份有限公司 董事長 ユニオン・ヘリウム株式会社 取締役社長 浙江衢州巨化昭和電子化学材料 有限公司董事長 F 2ケミカルズ・リミテッド 取締役会長
宮 崎 孝	取 締 役 員 執 行 役 員 石 油 化 学 事 業 部 門 長	日本酢酸エチル株式会社取締役社長 エスディーケイ・サンライズ投資 株式会社取締役社長 日本ポリオレフィン株式会社取締役 社長

氏 名	地位および担当	他の法人等の代表状況 および重要な兼職の状況
塚 本 建 次	取 締 役 執 行 役 員 最高技術責任者（ C T O ） 技 術 本 部 長	
市 川 秀 夫	取 締 役 執 行 役 員 H D 事 業 部 門 長 エレクトロニクス事業部門担当	
秋 山 智 史	取 締 役	富国生命保険相互会社取締役社長
清 野 實	常 勤 監 査 役	
伊 藤 博	常 勤 監 査 役	
糸 田 省 吾	監 査 役	
岩 井 英 司	監 査 役	
手 塚 裕 之	監 査 役	西村あさひ法律事務所パートナー 弁護士

- (注) 1. 当社は、執行役員制度を採用しており、平成21年1月5日より、高橋恭平氏は社長執行役員を、佐藤龍雄、井本憲邦の両氏は専務執行役員を、玉田哲夫、野村一郎、坂井伸次の各氏は常務執行役員を、大井敏夫、宮崎孝、塚本建次、市川秀夫の各氏は執行役員をそれぞれ兼務いたしております。
2. 平成20年3月28日開催の第99回定時株主総会において、塚本建次、市川秀夫、秋山智史の各氏は、新たに取締役に選任され就任し、手塚裕之氏は、新たに監査役に選任され就任いたしました。
3. 当期中に退任した役員は、次の各氏であります。(役名は退任時)
取締役 佐々木 保 正 (平成20年3月28日退任)
取締役 工 藤 晃 史 (平成20年3月28日退任)
監査役 小 林 喬 (平成20年3月28日退任)
4. 取締役 秋山智史氏は、社外取締役であります。
5. 監査役 糸田省吾、岩井英司、手塚裕之の各氏は、社外監査役であります。
6. 監査役 伊藤博氏は、当社経理・財務部門において長年にわたる経験を有しており、さらに、当社の経理部長、財務部長および経理・財務部門担当取締役を務め、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役14名 406百万円 (うち社外1名 9百万円)

監査役6名 94百万円 (うち社外4名 31百万円)

- (注) 1. 上記支給額には、当期中に退任した取締役2名および社外監査役1名に支給した報酬等が含まれております。
2. 当社は、平成17年3月30日開催の第96回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、第96回定時株主総会終了後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。当該決議に基づき、上記支給額に含まれない退職慰労金として、当期中に退任した取締役のうち1名に対し12百万円および社外監査役1名に対し19百万円支給しております。また、当該決議に基づく今後の退職慰労金支給予定額の総額は、当期末現在、次のとおりであります。
取締役5名 359百万円
監査役2名 16百万円(うち社外1名 2百万円)
3. 使用人兼務取締役の使用人給と相当額の総額は61百万円であり、上記支給額には含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

兼任状況、活動状況等

(a) 取締役 秋山智史

<他の株式会社等の役員との兼任状況>

秋山氏は、富国生命保険相互会社代表取締役社長、富士急行株式会社、株式会社帝国ホテル、株式会社東京ドームおよび日清紡績株式会社の社外取締役を兼任いたしております。

<活動状況>

秋山氏は、当期、同氏の在任中に開催された取締役会16回中15回出席いたしました。生命保険会社の経営に長年携わった経験と幅広い見識に基づき、適宜、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。

(b) 監査役 糸田省吾

<他の株式会社等の役員との兼任状況>

糸田氏は、レンゴー株式会社の社外監査役を兼任いたしております。

<活動状況>

糸田氏は、当期に開催された取締役会全22回中19回、監査役会全15回中15回出席いたしました。公正取引委員会等における長年の経験と法的知識に基づき、適宜、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。

(c) 監査役 岩井英司

<他の株式会社等の役員との兼任状況>

岩井氏は、株式会社マツポールの社外監査役を兼任いたしております。

<活動状況>

岩井氏は、当期に開催された取締役会全22回中21回、監査役会全15回中15回出席いたしました。金融機関、証券会社における長年の経験と経営全般にわたる知識と経験に基づき、適宜、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。

(d) 監査役 手塚裕之

<他の株式会社等の役員との兼任状況>

手塚氏は、ニッセイ同和損害保険株式会社の社外監査役を兼任いたしております。

<活動状況>

手塚氏は、当期、同氏の在任中に開催された取締役会16回中15回、監査役会10回中9回出席いたしました。国際経験豊かな弁護士としての知見、企業法務に関する豊かな見識に基づき、適宜、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。

責任限定契約の概要

定款の定めに基づき、当社は、社外役員全員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

監査法人不二会計事務所

(2) 会計監査人の報酬等の額

会計監査人としての報酬

監査法人の名称	報酬の額
あずさ監査法人	百万円 28
監査法人不二会計事務所	28

当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計

監査法人の名称	報酬等の額
あずさ監査法人	百万円 59
監査法人不二会計事務所	88

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社6社（昭和電工(大連)有限公司、大洋昭和汽車空調(大連)有限公司、昭和電工HDトレース・コーポレーション、ショウワ・アルミニウム・チェコS.R.O.、昭和電工HDマレーシアSDN. BHD.、昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド）は当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制構築に関するアドバイザリー業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断される場合、取締役会は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの強化を経営の重要課題と認識し、全社的な推進基盤として企業行動規範の制定および企業倫理委員会の設置を行います。期初に企業倫理月間を設けコンプライアンスの再確認をし、継続的に行う各スタッフ部門による研修や各事業部門のコンプライアンス推進体制を通じ、そのさらなる浸透を図ります。

違反行為については、再発防止の措置と適正な処分を行うとともに、組織業績等の評価へ反映させます。また、内部牽制制度や社内外のルートによる内部通報制度を設け、問題の未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。

財務報告の信頼性を確保するための内部統制について、適切な整備・運用を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会および経営会議等の議事録、決裁書等職務の執行に係る情報を、資料管理規程等の社内規程により保存し管理します。また、情報の取り扱い、情報セキュリティ規程および個人情報管理規程等に基づき行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社に係る重要事項について、週次で行われる経営会議において構成メンバーによる多面的な検討を行い、特に投資案件は、戦略性、リスク管理、進捗・成果管理の観点から重点的に審議を行います。また、各事業部門において、その有するリスクの分析・評価を行い、リスク管理に取り組みます。

社長が議長を務めるCSR会議の下に、最高リスク管理責任者（CRO）を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理に係る基本方針を定め、全社リスクの定期的な集約・評価を行い、全社に影響を及ぼす危険度の高いリスクについての施策を立案し、各部門の実施状況の確認を行います。

一方、環境保全、労働安全、保安防災、化学物質、品質、知的財産、公正取引、輸出管理および契約等に係る個別リスクは、各スタッフ部門で社内規程の制定およびマニュアルの作成・研修等を行うとともに、事前審査や決裁制度を通じてリスクの管理を行います。事故・災害等の危機発生時の対応は、非常対策本部の設置をはじめとして緊急事態措置要領等の社内規程に基づき行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の監督機能と業務執行機能の役割分担を明確にするために、執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と活性化を図ります。

経営の目指す方向をグループ経営理念、中期経営計画、グループ経営方針で定め、全社および各部門の年度の課題および目標値を、年間実行計画（予算）として設定し、これに基づく業績管理を行います。

経営組織規程による業務分掌・職務権限の明確化および事業部門制による個々の事業の特性に応じた機動的な意思決定により、広範な業務を適正かつ効率的に行います。

- (5) 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、コンプライアンスの強化をグループとして推進し、関係会社は、企業行動規範を制定し、その浸透を図ります。また、内部通報制度の運用は、グループ全体として行います。
経営理念、中期経営計画、年度経営方針、年間実行計画（予算）は、関係会社の経営の自主性を尊重しつつグループとして策定するとともに、業務報告等はグループ経営規程に基づき行います。
監査役および各内部監査部門は、必要に応じ関係会社を対象に、監査や診断等を実施します。また、監査役は、主要な関係会社の監査役と定期的な会合を持ち、連携を図ります。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役職務を補助するために専任の監査役付スタッフを配置し、その人事異動や評価等は、あらかじめ監査役と協議し、その承認のうえで行います。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社は、監査役が取締役の重要な意思決定や職務の執行状況を把握するために、取締役会や経営会議等の重要な出席会議での付議事項の説明、決裁書・月次決算資料および内部監査報告書等職務の執行に関する重要な文書の供覧、社内関係部署の必要な説明等により、監査役に定常的に報告を行います。
また、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。なお、内部通報制度の運用状況と通報内容は、監査役への報告事項とします。
- (8) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役が期初に策定した監査方針・監査計画に基づき、監査役監査基準により行われる監査の実効性を高めるために、監査役の往査等への適切な対応を行います。
社長は、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題、監査環境の整備等の意見交換のために、監査役との定期会合を月次で実施します。
内部監査部門および会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合により、監査役との連携を図ります。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の株主は市場における当社株式の自由な取引を通じて決定されるものであると考えており、特定の者による当社株式の大規模買付行為に関する提案がなされた場合においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる十分な情報提供がなされ、かつ熟慮に必要な十分な時間が与えられたうえで、当社株式を保有する株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社やその関係者に対し高値で株式を買い取ることを要求するもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資することにならないものもあります。

当社は、特定の者による大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるものであるか否かについて、株主の皆様が、当該買付者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報を得たうえで、適切な判断を下すことが望ましいと考えております。一方で、上記の例に該当するような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、製品、事業を通じて企業価値を高め、株主の皆様、お客様を始め、全てのステークホルダーの皆様にご信頼をいただき評価される「社会貢献企業」の実現を目指しております。これまで蓄積してまいりました有機化学、無機化学、アルミニウム加工等の技術を深化、融合させ、個性的で競争優位性を持つ技術、製品を開発し続けており、市場から高い評価をいただいております。そして、企業価値の持続的向上のためには、高度な専門性と開拓者精神に溢れる人材が必要不可欠であると認識し、従業員との間で築き上げてきた信頼関係の下、人材の育成、確保と技術の深化に努めております。

さらに、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を築き上げていくために、コーポレート・ガバナンスの充実、企業倫理の向上とリスク管理の強化、レスポンシブル・ケアの徹底および社会との関わりを深化を経営の重要課題として掲げ、コンプライアンスの強化、経営の監督・監視機能の強化、経営責任の明確化、意思決定および業務執行の実効性・迅速性の確保、情報開示の強化、環境、安全、品質の確保、地域との対話等に取り組んでおります。

また、当社グループは、「長期的・持続的成長への基盤確立」を最重要テーマ

として位置づけた連結中期経営計画「プロジェクト・パッション」の遂行をとおして、新規成長事業の育成加速、利益の持続的拡大、財務体質の強化を推進しております。

当社グループは、今後とも、このような取り組みをとおして、個性的な製品・技術を創造し続け、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、上記基本方針に照らして不適切であると認められる者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、平成20年3月28日開催の第99回定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（以下、本対応方針といいます。）の導入について、ご承認いただいております。本対応方針の概要は以下のとおりであります。

本対応方針の発動に係る手続の設定

本対応方針は、当社株式等について、20%以上となる買付けを行うこと等を希望する者（以下、当該買付者といいます。）が出現した場合に、当該買付者に対し、事前に当該買付けに関する情報の提供を求め、情報収集検討等を行う期間を確保すること、当該買付者が本対応方針に定める手続きを遵守しない場合、または当該買付者による買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがある場合で、かつ、これに対抗することが相当であると認められる場合には、独立委員会への諮問を経たうえで、一定の対抗措置を採ることなど、当社の企業価値・株主共同の利益が損なわれないための手続きを定めております。

対抗措置の内容

当該買付者による買付けは認められないとの条項、および当社が当該買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の条項が付された新株予約権を、当社株式1株に対し1個の割合でその時点の全ての株主に対して割り当てる手法による新株予約権の無償割当て、その他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うことができるものとしております。

本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、平成19年12月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時から平成22年12月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとしております。ただし、当該定時株主総会の終結時に買収提案を行っている者等が現に存在している場合にはその限りで有効期間が延長されるものとしております。

(4) 本対応方針に対する判断およびその理由

以下の理由から、本対応方針は基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

本対応方針は「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。

本対応方針は、株主の意思を反映する内容となっており、また、当社定款上取締役の任期は1年でありますので、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役の選任を通じて当該買付者を含めた株主の皆様のご意向を示していただくことが可能であります。さらに、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議により廃止することが可能であります。

当社は、取締役の任期に期差任期制を採用していないため、対抗措置の発動を阻止するために時間がかかるものではありません。

当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役、社外監査役および弁護士等、社外の有識者によって構成される独立委員会の客観的な判断を最大限に尊重して対抗措置の発動・不発動を決定することとしております。また、独立委員会は、その客観的かつ公正な判断を担保するため、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができます。

本対応方針は、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動できないため、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

連結貸借対照表 (平成20年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	321,657	流動負債	363,774
現金及び預金	40,954	支払手形及び買掛金	140,427
受取手形及び売掛金	117,190	短期借入金	100,717
たな卸資産	117,749	1年以内返済予定の長期借入金	59,448
繰延税金資産	5,877	未払法人税等	1,477
その他の	40,837	定期修繕引当金	58
貸倒引当金	950	賞与引当金	2,063
		構造改善費用等引当金	532
		その他	59,053
固定資産	640,353	固定負債	332,777
有形固定資産	531,633	社債	36,000
建物及び構築物	94,992	長期借入金	196,750
機械装置及び運搬具	152,535	繰延税金負債	6,399
工具器具備品	10,731	再評価に係る繰延税金負債	45,994
土地	256,042	退職給付引当金	28,659
建設仮勘定	17,333	定期修繕引当金	2,756
無形固定資産	13,042	その他	16,220
のれん	3,511	負債合計	696,551
その他	9,531		
投資その他の資産	95,677	(純資産の部)	
投資有価証券	65,623	株主資本	232,822
繰延税金資産	17,624	資本剰余金	121,904
その他の	13,613	資本剰余金	37,945
貸倒引当金	1,182	利益剰余金	73,146
		自己株	173
		評価・換算差額等	7,805
		その他有価証券評価差額金	4,983
		繰延ヘッジ損益	6,093
		土地再評価差額金	21,896
		為替換算調整勘定	12,981
		少数株主持分	24,832
		純資産合計	265,459
資産合計	962,010	負債純資産合計	962,010

連結損益計算書 (平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		1,003,876
売 上 原 価		888,462
売 上 総 利 益		115,414
販売費及び一般管理費		88,622
営 業 利 益		26,792
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,501	
持分法による投資利益	742	
雑 収 入	4,366	6,610
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,764	
雑 支 出	15,845	23,609
経 常 利 益		9,793
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	741	
投資有価証券売却益	10,090	
その他の特別利益	2,148	12,980
特 別 損 失		
固定資産除却損及び売却損	4,636	
減 損 損 失	4,321	
投資有価証券評価損	2,324	
貸倒引当金繰入額	89	
構造改善費用等引当金繰入額	482	
その他の特別損失	4,628	16,480
税金等調整前当期純利益		6,292
法人税、住民税及び事業税	5,344	
法人税等調整額	2,451	2,892
少数株主利益		949
当 期 純 利 益		2,451

連結株主資本等変動計算書 (平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成19年12月31日残高	121,904	37,892	75,856	199	235,453
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			6,239		6,239
当期純利益			2,451		2,451
自己株式の取得				28	28
自己株式の処分		53	12	54	95
連結子会社の増加に伴う増加			6		6
連結子会社の減少に伴う増加			15		15
連結子会社の増加に伴う減少			60		60
連結子会社の減少に伴う減少			250		250
土地再評価差額金の取崩			1,545		1,545
その他			166		166
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		53	2,710	26	2,631
平成20年12月31日残高	121,904	37,945	73,146	173	232,822

	評価・換算差額等					少数株主 持 分	純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調 整 勘 定	評価・換算 差額等合計		
平成19年12月31日残高	16,075	436	23,676	1,722	41,909	21,297	298,659
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							6,239
当期純利益							2,451
自己株式の取得							28
自己株式の処分							95
連結子会社の増加に伴う増加							6
連結子会社の減少に伴う増加							15
連結子会社の増加に伴う減少							60
連結子会社の減少に伴う減少							250
土地再評価差額金の取崩							1,545
その他							166
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	11,092	6,528	1,780	14,703	34,104	3,535	30,569
連結会計年度中の変動額合計	11,092	6,528	1,780	14,703	34,104	3,535	33,200
平成20年12月31日残高	4,983	6,093	21,896	12,981	7,805	24,832	265,459

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 40社

主要な連結子会社の名称

昭和高分子株式会社

昭光通商株式会社

鶴崎共同動力株式会社

昭和アルミニウム缶株式会社

昭和炭酸株式会社

昭和電工パッケージング株式会社

昭和電工(大連)有限公司

昭和エンジニアリング株式会社

昭和電工カーボン・インコーポレーテッド

PT.ショウワ・エステリンド・インドネシア

ショウワ・アルミナム・コーポレーション・オブ・アメリカ

昭和電工HDトレース・コーポレーション

昭和電工HDマレーシア SDN.BHD.

ショウワ・アルミニウム・チェコ S.R.O.

大洋昭和汽車空調(大連)有限公司

昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド

当連結会計年度より、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社であった昭和炭酸株式会社及び昭炭商事株式会社を追加取得により子会社とし、重要性の観点から連結の範囲に含めている。また、前連結会計年度まで持分法適用外の非連結子会社であった昭光通商保険サービス株式会社及び贛州昭日稀土新材料有限公司を重要性の観点から連結の範囲に含めている。

国際衛生株式会社ほか1社を売却等に伴い連結の範囲から除外している。

(2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

名古屋研磨材工業株式会社ほか58社の非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等の合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 20社

持分法を適用した非連結子会社の数

4社 昭和パーツ株式会社ほか

持分法を適用した関連会社の数

16社 日本ポリエチレン株式会社ほか

当連結会計年度より、昭和炭酸株式会社及び昭炭商事株式会社を連結の範囲に含めたため、持分法の適用範囲から除外している。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 95社

持分法を適用しない非連結子会社の数

55社 名古屋研磨材工業株式会社ほか

持分法を適用しない関連会社の数

40社 株式会社ジー・イーテクノスほか

(3) 持分法を適用しない理由

上記の非連結子会社及び関連会社については、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等の合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外している。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

PT・ショウワ・エステルインドネシアほか1社の決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。

昭和炭酸株式会社ほか1社の決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、9月30日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は主として全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び商品 主として総平均法に基づく低価法

その他 主として総平均法に基づく原価法

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(4) 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法

（当社の一部の資産及び連結子会社の一部の資産について定率法を採用）

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づき5年の定額法によるっている。

(5) 繰延資産の処理方法

開発費については、支出時に全額を費用として処理している。

(6) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

定期修繕引当金

製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当連結会計年度末までに負担すべき金額を計上している。

賞与引当金	従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき金額を計上している。
構造改善費用等引当金	当社及び一部の連結子会社の構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生の見込額を計上している。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理している。

(7) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理の方法 税抜方式によっている。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっている。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたり均等償却している。

(会計方針の変更)

たな卸資産の評価基準及び評価方法

当連結会計年度から、一部の連結子会社は、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法に基づく原価法により評価していたが、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定している。

なお、この変更による損益への影響はない。

リース取引に関する会計基準

当連結会計年度から、一部の連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会

計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を適用したことに伴い、これらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、この変更による損益への影響はない。

(追加情報)

有形固定資産の減価償却方法

当連結会計年度から、当社及び一部の連結子会社は、平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。なお、一部の連結子会社は前連結会計年度から適用している。

これにより、従来の方法によった場合に比べ、減価償却費は3,704百万円増加し、営業利益は3,176百万円減少、経常利益及び税金等調整前当期純利益は3,216百万円減少している。

有形固定資産の耐用年数の変更

当連結会計年度から、一部の連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正に伴い、機械装置の耐用年数の見直しを行い、一部の機械装置についてこれを変更している。

なお、この変更による損益への影響は軽微である。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	有形固定資産	183,769百万円
	投資有価証券	1,213百万円
	上記のほか、連結決算上で消去されている関係会社株式 1,343百万円がある。	
担保に係る債務の金額	支払手形及び買掛金	318百万円
	長期借入金	3,920百万円
	(含1年以内返済予定額)	
	固定負債(その他)	978百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		690,568百万円
3. 保証債務	関係会社等の借入金等 に対する保証債務	8,639百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,248,236,801株
- 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年 3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,239百万円	5円	平成19年 12月31日	平成20年 3月31日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年 3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,239百万円	5円	平成20年 12月31日	平成21年 3月30日

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	192円85銭
1株当たり当期純利益	1円96銭

(その他の注記)

1. 決算期末日における満期手形の会計処理

当連結会計年度末日は銀行休業日であったが、同日満期となる手形については、決済が行われたものとして処理している。当連結会計年度末日の満期手形は次の通りである。

受取手形	276百万円
支払手形	888百万円

2. 手形債権の流動化

当社及び一部の連結子会社は、手形債権の流動化を行っている。このため、受取手形は28,027百万円減少し、資金化していない部分4,562百万円は流動資産の「その他」に計上している。

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、当社及び一部の連結子会社は事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税評価額に合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価額による方法

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の

帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額)

55,742百万円

4. 金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示している。

貸借対照表 (平成20年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	217,901	流動負債	286,918
現金及び預金	19,617	買掛金	79,170
受取手形	1,266	短期借入金	67,300
売掛金	73,516	1年以内返済予定の長期借入金	47,738
有価証券	2	未払費用	25,188
製品・商材	24,360	未払費用	2,952
半製品	7,549	前受金	548
原材料・貯蔵品	34,147	預り金	53,650
仕掛品	6,194	賞与引当金	1,125
前払費用	1,665	構造改善費用等引当金	388
前払費用	2,041	その他	8,859
未収入金	16,180		
短期貸付金	14,179	固定負債	307,989
繰延税金資産	4,689	社債	33,000
その他の貸倒引当金	12,661	長期借入金	187,781
固定資産	609,410	再評価に係る繰延税金負債	45,407
有形固定資産	409,723	退職給付引当金	26,393
建物	44,712	定期修繕引当金	2,626
構築物	14,029	その他	12,782
機械装置	96,989	負債合計	594,907
船舶	61		
車両運搬具	194	(純資産の部)	
工具器具備品	8,046	株主資本	211,971
土地	234,541	資本金	121,904
建設仮勘定	11,150	資本剰余金	37,860
無形固定資産	9,580	資本準備金	37,860
借地権	7,181	利益剰余金	52,345
ソフトウェア	1,447	利益準備金	1,605
その他の資産	953	その他利益剰余金	50,740
投資有価証券	190,106	固定資産圧縮積立金	1,389
関係会社株	32,628	特別償却準備金	165
出資	127,723	別途積立金	29,000
関係会社出資	381	繰越利益剰余金	20,186
長期貸付金	5,983	自己株式	138
長期前払費用	561	評価・換算差額等	20,433
繰延税金資産	4,578	その他有価証券評価差額金	4,417
繰延税金	16,578	繰延ヘッジ損益	6,089
その他の貸倒引当金	2,626	土地再評価差額金	22,105
貸倒引当金	952	純資産合計	232,404
資産合計	827,311	負債純資産合計	827,311

損益計算書 (平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		705,219
売 上 原 価		643,070
売 上 総 利 益		62,149
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		48,600
営 業 利 益		13,549
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,042	
雑 収 入	3,145	8,187
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 出	6,269	
雑 支 出	11,129	17,398
経 常 利 益		4,338
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	827	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9,775	
契 約 解 除 補 償 金	1,000	
そ の 他 の 特 別 利 益	689	12,290
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 及 び 売 却 損	3,625	
減 損 損 失	3,717	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,257	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,405	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	46	
構 造 改 善 費 用 等 引 当 金 繰 入 額	338	
P C B 処 理 損 失	854	
そ の 他 の 特 別 損 失	3,235	15,477
税 引 前 当 期 純 利 益		1,151
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	487	
法 人 税 等 調 整 額	2,732	2,245
当 期 純 利 益		3,395

株主資本等変動計算書 (平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					固 定 資 産 圧 積 立 金	産 縮 金	特 別 償 却 準 備 金
平成19年12月31日残高	121,904	37,860	7	37,867	1,605	1,450	328
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							
固定資産圧縮積立金の積立						253	
固定資産圧縮積立金の取崩						313	
特別償却準備金の積立							24
特別償却準備金の取崩							187
別 途 積 立 金 の 積 立							
当 期 純 利 益							
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			7	7			
土地再評価差額金の取崩							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計			7	7		61	163
平成20年12月31日残高	121,904	37,860		37,860	1,605	1,389	165

(単位：百万円)

株 主 資 本			評価・換算差額等						純資産計 合
利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計 合	その他証券 評価差額 金	繰上延 ヘッ益	土地 再評価 差額金	評価・算 換差額等 計	
その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 計							
別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金								
14,000	36,272	53,655	160	213,266	13,699	435	23,650	37,784	251,050
	6,239	6,239		6,239					6,239
	253								
	313								
	24								
	187								
15,000	15,000								
	3,395	3,395		3,395					3,395
			28	28					28
	12	12	50	31					31
	1,545	1,545		1,545					1,545
					9,282	6,524	1,545	17,351	17,351
15,000	16,086	1,310	22	1,295	9,282	6,524	1,545	17,351	18,646
29,000	20,186	52,345	138	211,971	4,417	6,089	22,105	20,433	232,404

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券 償却原価法
 - 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 製品及び商品 総平均法に基づく低価法
 - その他 総平均法に基づく原価法
3. デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産 主として定額法
一部（横浜事業所等）の有形固定資産は定率法によっている。
 - 無形固定資産 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づき5年の定額法によっている。
5. 繰延資産の処理方法 開発費については、支出時に全額を費用として処理している。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
 - (2) 定期修繕引当金 製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当事業年度末までに負担すべき金額を計上している。
 - (3) 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき金額を計上している。
 - (4) 構造改善費用等引当金 当社の構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生の見込額を計上している。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により翌事業年度から費用処理している。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

8. 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(追加情報)

有形固定資産の減価償却方法

平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

これにより、従来の方法によった場合に比べ、減価償却費は3,059百万円増加し、営業利益は2,572百万円減少、経常利益及び税引前当期純利益は2,612百万円減少している。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	建物	6,302百万円
	構築物	6,192百万円
	機械装置	35,309百万円
	工具器具備品	1,441百万円
	土地	122,464百万円
	投資有価証券	862百万円
	関係会社株式	1,343百万円
担保に係る債務の金額	長期借入金	2,672百万円
	(含1年以内返済予定額)	
	子会社の金融機関からの借入金	7,154千円
	ドルに対する担保提供資産を含んでいる。	
2. 有形固定資産の減価償却累計額		480,652百万円
3. 保証債務等	関係会社等の借入金	34,081百万円
	に対する保証債務	
	関係会社の借入金に	508百万円
	対する保証予約	

4. 関係会社に対する短期金銭債権	67,652百万円	長期金銭債権	466百万円
関係会社に対する短期金銭債務	68,849百万円	長期金銭債務	9百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	売	上	高	201,555百万円
	仕	入	高	95,934百万円
	営業取引以外の取引高			10,404百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	433,622株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)

退職給付引当金	10,742百万円
有価証券評価減	8,726百万円
繰延ヘッジ損益	4,179百万円
減価償却費	2,396百万円
その他	7,295百万円

繰延税金資産小計 33,338百万円

評価性引当額 7,819百万円

繰延税金資産合計 25,518百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	3,032百万円
固定資産圧縮積立金	953百万円
未収事業税	153百万円
特別償却準備金	113百万円

繰延税金負債合計 4,251百万円

繰延税金資産の純額 21,267百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額	15,282百万円
(2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	7,231百万円
(3) 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	8,052百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	昭 光 通 商 株	(所有) 直接 42.84% 間接 0.50%	当社製品の販売 製品・原材料等の 購入 資金の預り	各種製品の販売 (注1)	34,898	売掛金	10,966
				資金の預り (注2)	2,368	預り金	8,518
子会社	昭和高分子株	(所有) 直接100.00%	当社製品の販売 製品の購入 資金の預り	資金の預り (注2)	200	預り金	10,723
子会社	昭 和 電 工 カ ー ボ ン ・ イ ン コ ー ボ レ ー テ ッ ド	(所有) 直接100.00%	当社製品の販売 資金の預り 役員の兼任	資金の預り (注2)	2,869	預り金	10,841
子会社	昭和電工HD シンガポール・ プライベート・ リミテッド	(所有) 直接100.00%	当社製品の販売 役員の兼任	債務の保証 (注3)	25,832	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 販売価格は、市場価格を勘案して決定している。

取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

(注2) 利率は市場金利を勘案して決定している。

なお、取引金額は前期末残高からの増減額を記載している。

(注3) 昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッドの金融機関からの借入債務につき債務保証を行っている。なお、取引金額には保証債務の期末残高を記載している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

186円25銭

1株当たり当期純利益

2円72銭

(その他の注記)

1. 決算期末日の満期手形の会計処理

当事業年度末日は銀行休業日であったが、満期日に決済が行われたものとして処理している。

当事業年度末日の満期手形は次の通りである。

受取手形

73百万円

2. 手形債権の流動化

当社は手形債権の流動化を行っている。このため受取手形は4,028百万円減少し、資金化していない部分683百万円は未収入金に計上している。

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める、地価税評価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後

の帳簿価額との差額（時価が帳簿価額を下回る金額） 54,705百万円

4. 金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示している。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月5日

昭和電工株式会社
取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所

代表社員 公認会計士 乗田 紘一 (印)

業務執行社員 公認会計士 利根川 宣保 (印)

代表社員 公認会計士 立石 康人 (印)

業務執行社員 公認会計士 立石 康人 (印)

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 沖 恒弘 (印)

業務執行社員 公認会計士 沖 恒弘 (印)

指定社員 公認会計士 神谷 英一 (印)

私たち監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和電工株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たち監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。私たち監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和電工株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年2月5日

昭和電工株式会社
取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所

代表社員 公認会計士 乗田 紘一 (印)
業務執行社員

代表社員 公認会計士 利根川 宣保 (印)
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 立石 康人 (印)

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 沖 恒弘 (印)
業務執行社員

指定社員 公認会計士 神谷 英一 (印)
業務執行社員

私たち監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和電工株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たち監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私たち監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。またそのための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人不二会計事務所及びあずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人不二会計事務所及びあずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年2月6日

昭和電工株式会社 監査役会

常勤監査役 清野 實 (印)

常勤監査役 伊藤 博 (印)

社外監査役 糸田 省吾 (印)

社外監査役 岩井 英司 (印)

社外監査役 手塚 裕之 (印)

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金を以下のとおり処分したいと存じます。

当社は、配当につきましては、各期の収益状況および今後の事業展開に備えるための内部留保を勘案し決定することを基本としております。

当期の期末配当につきましては、営業成績および今後の事業競争力と財務体質等を総合的に勘案し、前期と同額の1株につき5円とさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額6,239,015,895円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成21年3月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 薬事法に対応した用語に変更するものであります。(変更案第3条)

(2) 当社グループの事業目的を明確化するため、事業目的を追加するものであります。(変更案第3条)

(3) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、同法附則第6条第1項の規定により廃止されたものとみなされている当会社株式に係る株券を発行する旨の定めを削除するとともに、株券の不発行、実質株主に係る規定の変更を行い、併せて一部字句の修正、条数の変更等、その他の所要の変更を行うものであります。(現行条文第7条、変更案第8条乃至第10条、第18条、第40条、第41条、附則)

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 (目的)	第 2 条 (目的)
第 3 条 当社は次の事業を営むことを 目的とする。	第 3 条 当社は次の事業を営むことを 目的とする。
1. 次の製品の製造、売買および 輸出入	1. 次の製品の製造、売買および 輸出入
(1) (条文省略)	(1) (現行どおり)
(3)	(3)
(4) 医薬品、医薬部外品、動物 用医薬品および医療用具	(4) 医薬品、医薬部外品、動物 用医薬品および医療機器
(5) (条文省略)	(5) (現行どおり)
(11)	(11)
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
8. (新設)	8.
(新設)	9. <u>損害保険代理業および生命保険 の募集に関する業務</u>
	10. <u>損害保険会社に対する特定金融 商品取引業務の委託の斡旋およ び支援</u>
9. (条文省略)	11. (現行どおり)
10.	12.
第 4 条 (条文省略)	第 4 条 (現行どおり)
第 5 条	第 5 条

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (条文省略) <u>(株券の発行)</u></p> <p>第 7 条 <u>当会社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条 (条文省略) (単元株式数および単元未満株式の取扱い)</p> <p>第 9 条 当会社の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p>— 当会社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>— 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権割当てを受ける権利 4. 前条第 3 項に定める請求をする権利 	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第 7 条 (現行どおり) (単元株式数および単元未満株式の取扱い)</p> <p>第 8 条 当会社の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>— 当会社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権割当てを受ける権利 4. 前条第 2 項に定める請求をする権利

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>第18条 (大規模買付行為に関する対応方針)</p> <p>第19条 当社は、取締役会決議により、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「対応方針」という。)の導入、変更または廃止を決定することができる。 当社の株主総会は、法令および本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、取締役会が定めた対応方針を承認する旨の決議および既に導入された対応方針を変更または廃止する旨の決議を行うことができる。かかる承認の決議、変更および廃止の決議は、本定款第17条第1項に定める決議によるものとする。 (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>第17条 (大規模買付行為に関する対応方針)</p> <p>第18条 当社は、取締役会決議により、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「対応方針」という。)の導入、変更または廃止を決定することができる。 当社の株主総会は、法令および本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、取締役会が定めた対応方針を承認する旨の決議および既に導入された対応方針を変更または廃止する旨の決議を行うことができる。かかる承認の決議、変更および廃止の決議は、本定款第16条第1項に定める決議によるものとする。 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条 (条文省略) 第40条 (期末配当の支払) 第41条 期末配当は、基準日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して交付する。 (中間配当の支払) 第42条 当社は、取締役会の決議により、基準日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して中間配当(会社法第454条第5項による剰余金の配当をいう。)をすることができる。</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第19条 (現行どおり) 第39条 (期末配当の支払) 第40条 期末配当は、基準日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して交付する。 (中間配当の支払) 第41条 当社は、取締役会の決議により、基準日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して中間配当(会社法第454条第5項による剰余金の配当をいう。)をすることができる。</p> <p>附則 (株券喪失登録簿) 第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>(附則の取扱い) 第2条 <u>附則第1条乃至第2条は株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)の施行日から1年を経過した日をもって削除するものとする。</u></p>

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）の任期が本総会終結の時をもって満了となりますので、社外取締役1名を含む取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1.	大橋光夫 (昭和11年1月18日生)	昭和34年3月 株式会社三井銀行入行 昭和36年12月 当社入社 平成元年3月 同取締役総合企画部長 平成5年3月 同常務取締役 平成7年3月 同専務取締役 平成9年3月 同取締役社長 平成17年1月 同取締役会長 現在に至る 他の法人等の代表状況 財団法人全国法人会総連合会長 社団法人東京法人会連合会会長	221,000株
2.	高橋恭平 (昭和19年7月17日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年10月 日本ポリオレフィン株式会社企画部長 平成8年6月 モンテル・ジェイビーオー株式会社 代表取締役社長 平成11年6月 モンテル・エスディーケイ・サン ライズ株式会社代表取締役副社長 平成13年1月 サンアロマー株式会社代表取締役 副社長 平成14年3月 当社常務取締役石油化学事業部門長 平成16年3月 同専務取締役 平成17年1月 同取締役社長 平成19年1月 同取締役社長兼社長執行役員 最高経営責任者（CEO） 現在に至る	165,000株
3.	井本憲邦 (昭和20年8月20日生)	昭和43年4月 当社入社 平成9年3月 同総務部長 平成9年6月 同参与総務部長 平成12年3月 同取締役コーポレート・ リレーション・センター長 平成16年3月 同常務取締役コーポレート・ リレーション・センター長 平成18年1月 同常務取締役 平成19年1月 同取締役兼専務執行役員 平成21年1月 同取締役兼専務執行役員 最高リスク管理責任者（CRO） 内部監査室、人事室、総務室、 法務室、CSR室、購買室担当 現在に至る	77,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
4.	玉田 哲夫 (昭和20年11月15日生)	昭和44年4月 昭和アルミニウム株式会社入社 平成12年6月 同社経営企画部長 平成13年3月 当社参事無機材料事業部門無機材料事業企画部長 平成14年3月 同執行役員無機材料事業部門無機材料事業企画部長 平成15年1月 同執行役員無機材料事業部門炭素・金属事業部長 平成16年3月 同取締役無機材料事業部門長 平成18年1月 同常務取締役無機事業部門長 平成19年1月 同取締役兼常務執行役員無機事業部門長 現在に至る 他の法人等の代表状況 昭和電工カーボン・インコーポレーテッド取締役会長 M E F S 株式会社取締役社長	49,000株
5.	野村 一郎 (昭和23年8月6日生)	昭和46年7月 当社入社 平成13年3月 同参事アルミニウム材料事業部門アルミニウム材料事業企画部長 平成15年3月 同参事アルミニウム事業部門アルミニウム事業企画部長 平成16年3月 同執行役員アルミニウム事業部門アルミニウム事業企画部長 平成17年1月 同執行役員 平成17年3月 同取締役 平成19年1月 同取締役兼執行役員 平成20年1月 同取締役兼常務執行役員 平成20年9月 同取締役兼常務執行役員 最高財務責任者(CFO) 内部統制推進室、IR・広報室、 総務室、財務室、情報システム室担当 現在に至る	78,000株
6.	坂井 伸次 (昭和22年9月18日生)	昭和46年7月 当社入社 平成12年3月 同エレクトロニクス事業部門エレクトロニクス事業企画部長 平成14年3月 同参事エレクトロニクス事業部門エレクトロニクス事業企画部長 平成16年3月 同執行役員エレクトロニクス事業部門エレクトロニクス事業企画部長 平成17年1月 同執行役員エレクトロニクス事業部門副事業部門長 平成17年3月 同取締役エレクトロニクス事業部門副事業部門長 平成19年1月 同取締役兼執行役員エレクトロニクス事業部門長 平成20年1月 同取締役兼常務執行役員エレクトロニクス事業部門長 平成20年9月 同取締役兼常務執行役員 戦略企画室担当 現在に至る	75,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
7.	大井敏夫 (昭和21年9月24日生)	<p>昭和45年6月 当社入社 平成10年4月 同川崎工場製造部長 平成11年6月 同参与川崎工場製造部長 平成12年3月 同参与化学品事業部門ガス・化成品事業部川崎生産・技術統括部長 平成14年3月 同参事化学品事業部門ガス・化成品事業部生産・技術統括部長 平成14年7月 同参事技術本部生産技術部長 平成15年3月 同執行役員技術本部生産技術部長 平成16年3月 同執行役員技術本部副本部長 平成18年1月 同執行役員化学品事業部門化学品生産本部長 平成19年1月 同執行役員化学品事業部門長 平成19年3月 同取締役兼執行役員化学品事業部門長 現在に至る</p> <p>他の法人等の代表状況 台湾昭和化学品製造股份有限公司董事長 ユニオン・ヘリウム株式会社取締役社長 浙江衢州巨化昭和電子化学材料有限公司董事長 F2ケミカルズ・リミテッド取締役会長</p>	38,000株
8.	宮崎孝 (昭和25年10月28日生)	<p>昭和49年4月 当社入社 平成13年3月 同石油化学事業部門オレフィン事業部長 平成16年3月 同執行役員石油化学事業部門オレフィン事業部長兼有機化学品事業部長 平成19年1月 同執行役員石油化学事業部門長 平成19年3月 同取締役兼執行役員石油化学事業部門長 現在に至る</p> <p>他の法人等の代表状況 日本酢酸エチル株式会社取締役社長 エスディーケイ・サンライズ投資株式会社取締役社長 日本ポリオレフィン株式会社取締役社長</p>	42,000株
9.	塚本建次 (昭和23年7月1日生)	<p>昭和47年5月 昭和アルミニウム株式会社入社 平成12年5月 同社技術本部技術企画部長 平成13年3月 当社参事生産技術本部アルミニウム生産技術部長 平成14年3月 同参事アルミニウム事業部門加工技術開発センター長 平成15年3月 同執行役員アルミニウム事業部門押出品事業部長 平成17年3月 同執行役員アルミニウム事業部門副事業部門長 平成18年1月 同執行役員技術本部技術戦略室長 平成20年1月 同執行役員技術本部長 平成20年3月 同取締役兼執行役員最高技術責任者(CTO) 技術本部長 現在に至る</p>	23,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
10.	市川 秀夫 (昭和27年3月18日生)	昭和50年4月 当社入社 平成11年6月 モンテル・エスディーケイ・サンライズ株式会社ビジネスサポート部長 平成13年1月 サンアロマー株式会社ビジネスサポート部長 平成15年5月 当社戦略企画室長 平成18年1月 同執行役員戦略企画室長 平成20年3月 同取締役兼執行役員戦略企画室長 平成20年9月 同取締役兼執行役員HD事業部門長兼エレクトロニクス事業部門担当 現在に至る 他の法人等の代表状況 昭和電工エレクトロニクス株式会社取締役社長 昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド社長 昭和電工HDトレース・コーポレーション董事長	25,000株
11.	白石 俊一 (昭和24年4月30日生)	昭和47年4月 昭和アルミニウム株式会社入社 平成4年8月 同社熱交換器事業部第一自動車熱交営業部長 平成11年6月 同社熱交換器事業部自動車熱交営業部長 平成13年3月 当社熱交換器事業部自動車熱交営業部長 平成14年3月 同参事アルミニウム事業部門熱交換器事業部営業部長 平成18年1月 同執行役員アルミニウム事業部門ショウティック事業部長 平成21年1月 同執行役員アルミニウム事業部門長 現在に至る	23,000株
12.	秋山 智史 (昭和10年8月13日生)	昭和34年4月 富国生命保険相互会社入社 昭和57年5月 同社財務部長 昭和59年7月 同社取締役 平成元年3月 同社常務取締役 平成10年7月 同社取締役社長 平成20年3月 当社取締役 現在に至る 他の法人等の代表状況 富国生命保険相互会社取締役社長	0株

- (注) 1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 白石俊一氏は、新任候補者であります。
3. 秋山智史氏は社外取締役候補者であります。
4. 秋山智史氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。
生命保険会社の経営に長年携わった経験と幅広い見識をもとに、当社の経営に対し有益な助言をいただいております、社外取締役として適任であると考えております。
5. 秋山智史氏は、富国生命保険相互会社の代表取締役社長に就任しており、同社は、同氏の就任期間中に、保険金・給付金の支払い漏れを発生させたことに伴い、平成20年7月3日に金融庁より保険業法第132条第1項の規定に基づく業務改善命令を受けました。同事実発生後、同氏は、経営管理態勢、内部監査態勢および保険金等支払管理態勢を改善・強化し再発防止に取り組むとともに、お客様ならびに関係者の皆様からの信頼回復に努めております。

6. 秋山智史氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 秋山智史氏が重任された場合、定款の定めに基づき、損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役清野實氏が本総会終結の時をもって退任されますので、その補欠として監査役候補者柏田邦夫氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
柏田邦夫 (昭和20年1月4日生)	昭和44年4月 当社入社	83,300株
	平成7年3月 同ガス・化成品事業部ガス・化成品開発部長	
	平成9年6月 同参与ガス・化成品事業部ガス・化成品開発部長	
	平成11年3月 同参与化学品事業部門ガス・化成品事業部長	
	平成12年3月 同理事化学品事業部門ガス・化成品事業部長	
	平成13年3月 同執行役員化学品事業部門ガス・化成品事業部長	
	平成14年3月 同常務取締役化学品事業部門長	
	平成16年3月 昭和高分子株式会社顧問	
	平成16年6月 同社取締役社長	
	平成21年1月 同社顧問 現在に至る	

(注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

2. 柏田邦夫氏は、新任候補者であります。

第5号議案 会計監査人1名不再任の件

(1) 会計監査人の名称

監査法人不二会計事務所

(2) 不再任の理由

現在当社は、あずさ監査法人と監査法人不二会計事務所との共同監査体制としておりますが、あずさ監査法人による一元的監査体制とし、監査の効率化を図るため、本総会終結の時をもって任期満了となります監査法人不二会計事務所を会計監査人として再任しないことにつき、ご承認をお願いするものであります。

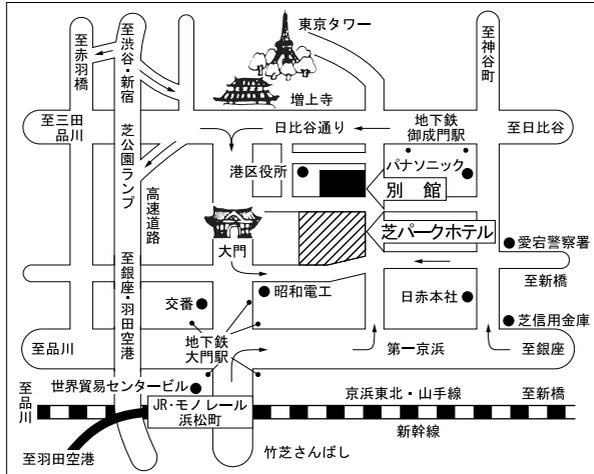
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

以上

株主総会会場ご案内略図

会場 東京都港区芝公園一丁目5番10号

芝パークホテル別館



浜松町駅にて下車、北口より東京タワー方面に向かい、大門の
手前を右に曲ってください。約8分です。

都営地下鉄三田線・御成門駅 徒歩2分

都営地下鉄浅草線・大門駅 徒歩4分

都営地下鉄大江戸線・大門駅 徒歩4分

JR・モノレール浜松町駅 徒歩8分

矢印はお車の進路です。